耕作放棄地が減らない原因
-食料自給率への過度のこだわり-

吉田　愛一郎

目次

１．耕作されていない農地の呼称
２．耕作放棄地の写真
３．農水省の見解による耕作放棄地の発生原因
４．跡継ぎと受け手がいない事以外の原因
５．土地持ち非農家の増加
６．耕作放棄地面積の推移
７．農地としては小さい土地
８．行政のアメとムチ
９．農地法における手詰まり
１０．まとめ

１．耕作されていない農地の呼称

「耕作放棄地」

農林業センサスにおいて、「以前耕作していた土地で、過去１年以上亜供物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」とされ、耕作の意思を示すものである。

「荒廃農地」

荒廃農地調査において、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄によ荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている基準に該当する農地」とされ、現地調査により把握したものである。

「遊休農地」

農地法において、「１．現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」を法律的にそう呼ぶ。

2. 耕作放棄地の写真

耕作放棄地

耕作放棄の原因に**跡継ぎ**がいない事を挙げることは本末転倒。

本来の原因はすべてその土地での作物コストが市場価格に適応できないからである。儲かれば後継者は現れる。

写真は約30年荒廃している。山梨県北杜市夏秋の農地法上の農地。

平成28年5月2日
吉田撮影

3. 農水省の見解による耕作放棄地の発生原因

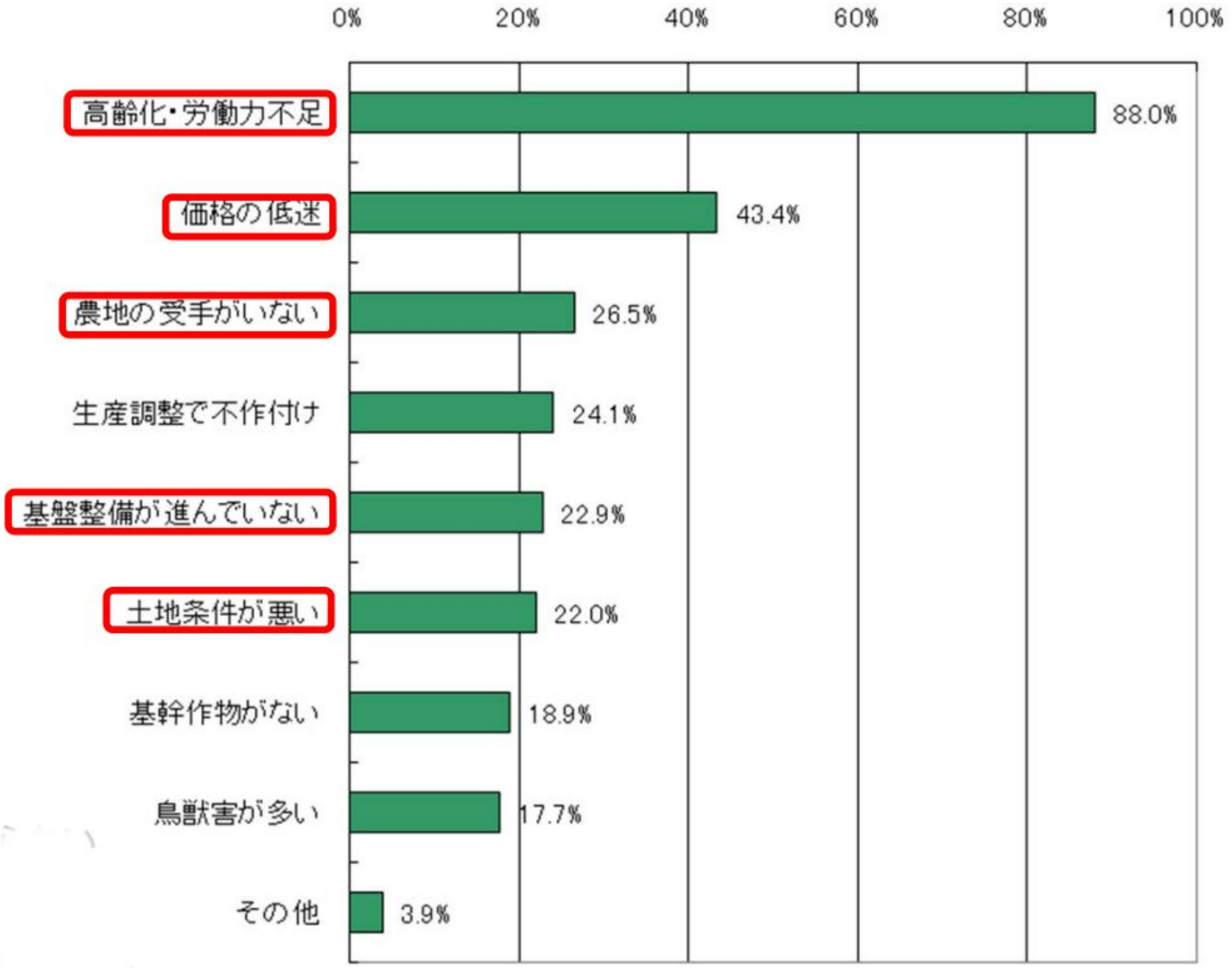

平成28年4月

農水省-荒廃農地の現状と対策について より

４．跡継ぎと受け手がいない事以外の原因

跡継ぎがいない事と受け手がいない事を除外して、その他を円グラフにしてみた。

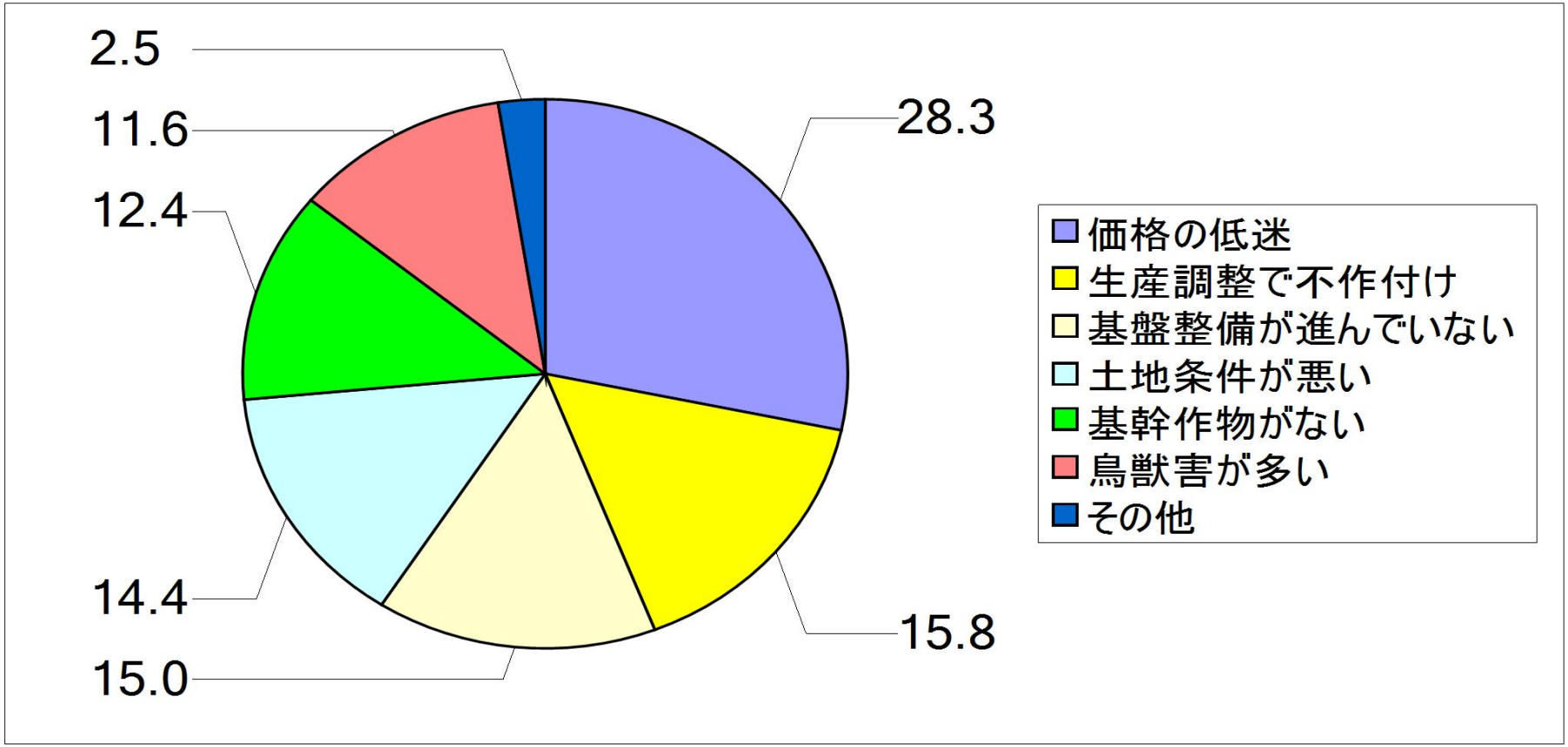

農水省-荒廃農地の現状と対策について

「農水省の見解による荒廃の農地の発生原因」を元に作成

５．土地持ち非農家の増加

○耕作放棄地面積の推移を見る

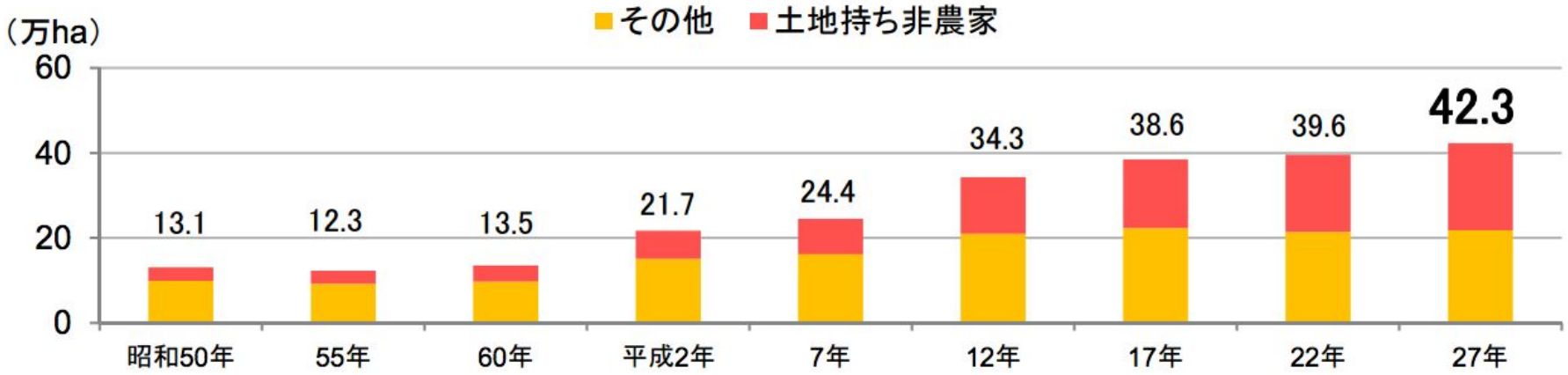

資料：農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」、「農林業センサス」

平成28年4月

土地持ち非農家の増加

土地持ち非農家とは

農地を相続したが余りに条件が悪く、農業をするにも貸したり、売ったりすることもできない農地の相続人の土地。相続人は農業に魅力を感じないから営農したくない。誰かに売ったり、借りてもらおうと思っているが、他人も非経済性を知っているので土地が動かない。そのような地主を土地持ち非農家と呼ぶ。荒廃農地増加の代表例

6. 耕作放棄地面積の推移

○耕作放棄地面積の推移を見る

（単位：万ha）

	荒廃農地面積計	再生利用が可能な荒廃農地（A分類）	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（B分類）
平成20年	28.4	14.9	13.5
平成21年	28.7	15.1	13.7
平成22年	29.2	14.8	14.4
平成23年	27.8	14.8	13.0
平成24年	27.2	14.7	12.5
平成25年	27.3	13.8	13.5
平成**26**年（実績値）	27.6（27.3）	13.2（13.0）	14.4（14.3）

平成28年4月

農水省-荒廃農地の現状と対策について より

この様に経済的営農の目途が立たない荒廃農地は、埼玉県の面積に迫る日本の農地全体の約1割となっている。しかも、農水省自身、荒廃農地面積の半分以上が耕作には絶望的だと認めている。

7. 農地としては小さい土地

山梨県北杜市の耕作放棄地
のリスト別紙に掲載する

このリストの中で1000㎡を越える
農地はあまりない

８．行政のアメとムチ

耕作放棄地の解消の為とられた措置
補助金（飴）と課税（鞭）は功を奏しなかった。

アメ　交付金や補助整備

ムチ　耕作放棄地の宅地並課税

９．農地法における手詰まり

15年間アメとムチでは解消しなかったのだから
ガラリと変わった発想をすべきである。

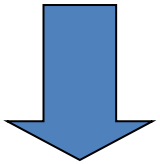

農地を農地法の範囲内で他の目的と併用する。

１０．まとめ

１５ヘクタール以下の農地で経済性のある農業は難しいので農地状況の利用を考えるべきである。